

# 公益社団法人全国解体工事業団体連合会

## 令和7年度第1回関係省庁対応委員会議事録

日時	令和8年3月4日(水) 10:00~11:23	場所	全解工連事務局会議室 (中央区日本橋3-14-5 祥ビル5F)
出席者	<p style="text-align: center;">[出席者]</p> 委員長 福本克也 (全解工連 副会長、(一社)大阪府解体工事業協会 顧問) 委員 山本徳光 ((一社)青森県解体工事業協会 副会長) 委員 矢野智孝 (全解工連 理事、(一社)福井県解体工事業協会 会長) 委員 海野幸男 ((一社)静岡県解体工事業協会 理事長) 委員 坂田幹夫 (全解工連 理事、(一社)岡山県解体工事業協会 会長) 委員 新留 司 (全解工連 理事、(一社)鹿児島県解体工事業協会 会長) オブザーバー 平 典明 (全解工連 副会長) オブザーバー 稲村行彦 (全解工連 専務理事) 事務局 周藤 学、庄司英利		
議案	議案 今後の委員会の活動について		
報告事項	1. 解体工事業における労務費の基準作成の進捗状況 2. 「建設業許可事務ガイドライン」改正に向けての進捗状況 3. その他関係省庁への働きかけの現状		
配布資料	資料7-1-1 解体工事業における労務費の基準作成(案) 資料7-1-2 建設業許可事務ガイドラインについての国土交通省との意見交換概要		

### [委員会成立報告]

定刻の10:00に至り、庄司事務局長が出席状況・資料を確認し、委員8名中6名の出席があるので委員会が成立したことを議場に報告した。それを受け、福本克也委員長が開会の挨拶を行った。

### [議長選出]

委員会運営規程第7条第3項に則り、福本克也委員長が議長に就任し議事を進行した。

### [議事録署名人の選出]

議長が議事録署名人の選出を議場に諮ったところ、議長一任の声があったので、議長が海野幸男委員を指名したところ、満場一致で承認された。

### [報告事項]

#### 1. 解体工事業における労務費の基準作成の進捗状況

[福本議長]:「資料7-1-1に建設業法改正に伴う解体工事の見積・契約に関する事項をまとめた。主な改正点は①著しく低い労務費等による見積り・依頼の禁止、②原価割れ契約の禁止、③著しく短い工期契約の禁止の3点である。注文者と受注者の立場ごとに分けて、対応が必要な項目を一覧にした。解体工事業者は元請にも下請にもなり得るので参考にしていただきたい。また本日開催の理事会に報告してから全国の会員に周知する予定である。

労務費の基準値については、住宅分野では、国土交通省が新築とともに解体に関しても歩掛調査

を実施し、木造2階建て100㎡あたり33.87人/日で、職種を特殊作業員とした基準値が昨年12月に公表されている。木造以外の非木造については、現在調整中で、RC造を代表として歩掛の数値が示されない定性的な記載となるが、今年度内の中央建設業審議会WGを経て近々公表予定となっている。」

[海野委員]:「資料7-1-1にあるRC造解体工事での職種分けが具体的にどのような業務を指しているのかを伺いたい。」

[福本議長]:「土木一般世話役は現場の職長を想定している。運転手(特殊)は主に重機オペレーターである。特殊作業員は我々が想定している、いわゆる解体工で、普通作業員は水撒きや片付けなどの作業を行う者である。■工というのが、斫りやとび・溶接等といったものを当てはめていただければ良い。」

## 2. 「建設業許可事務ガイドライン」改正に向けての進捗状況

[福本議長]:「建設業許可事務ガイドラインの解体工事に関する規定が実態と乖離しているとして、令和6年4月に国土交通省に申し入れを行ってから、本年1月まで7回にわたって協議をしてきた。資料7-1-2は今までの国土交通省との協議概要及び提出した資料等である。結論から言えば、現時点でのガイドライン改正の必要性はないと思われる、とのことである。資料の中にあるが、全解工連が作成した“各都道府県における解体工事の発注の考え方等”を見ると、現在半数以上の都道府県が解体工事での発注を行っている。国土交通省としては、ガイドラインではあくまで大枠を定めており、詳細は発注者の判断に委ねているとして、現状でも解体工事での発注されているのだから問題ないのではないかという見解である。今後はアプローチ方法を変えて引き続き意見交換を行っていききたい。」

[新留委員]:「鹿児島県では現在は解体工事での発注していただいているが、担当者の判断でいつ建築一式・土木一式の発注に変更されるか分からない。解体工事業はあくまで専門工事業という位置付けであり、やはり解体一式工事を目指さなければならない。」

[山本委員]:「私の知る限りでは、岩手県や札幌市などは建築一式で発注してもらった方が単価が高いという現実がある。一概に解体工事での発注が良いとは言えないのではないか。」

[海野委員]:「静岡県では解体工事での発注していただいているが、ゼネコンは参加してこなくなっている。反面として、施工能力のあやしい零細の解体工事業者も参加できるようになり、その問題に苦慮している。解体工事でのランク付けを要望しているが、業者数が少ないということで行政側の反応は鈍い。」

## 3. その他関係省庁への働きかけの現状

[福本議長]:「軽油引取税の免税に関する小委員会では、令和9年度地方税制改正において、免税軽油対象業種の見直しが行われる際には、解体工事業を新設項目として位置付けることを国に求める方針である。令和8年5月頃に国土交通省に要望方針等について相談し、同年8月頃に総務省に要望書を提出するスケジュールを想定している。」

## [議案審議]

### 議案 今後の委員会の活動について

[福本議長]:「今後の委員会で協議すべき事項として外国人材の活用問題がある。令和9年4月から技能実習制度に代わり、人材育成を目的とした育成就労制度がスタートする。特定技能については建築分野に解体も含まれているが、現行の技能実習制度及び育成就労制度には解体は入っていない。事務局体制も含めた全解工連の現状を鑑み令和9年のスタートは見送ったが、全国からの要望もあるので育成就労への解体追加について検討していきたい。あるいは主たる業務に3分の1以上従事すれば残りは別の業務を行っても良いとの規定もある。それも含めた協議を行っていききたい。」

審議の結果、今後の委員会の活動として外国人材の活用問題を重点項目とすることを出席委員全員一致で決議した。

[閉 会]

以上をもって議事のすべてが終了し、11時23分に議長の閉会宣言によって令和7年度第1回関係省庁対応委員会を閉会した。

以上の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人1名がこれに署名する。

令和8年3月4日

公益社団法人全国解体工事業団体連合会  
令和7年度第1回関係省庁対応委員会

議

長

福本克也

議事録署名人

海野幸男